

2022年5月12日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 亮介  
(証券コード:7157 東証グロス市場)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 森亮介)は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の改定に関する議案を、2022年6月26日開催予定の第16回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に付議することを決議しましたので、お知らせします。

### 1. 本制度改定の理由

当社は、2021年6月20日開催の第15回定時株主総会において、第6号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しています。

今般、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り、より長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度改定の概要

現在、譲渡制限付株式の付与のための報酬における譲渡制限期間については、「3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」と設定していましたが、「対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員その他これに準ずる地位又は従業員の地位のいずれの地位からも退任又は退職する時点までの期間」に変更することとします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴い、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を予定しています。なお、本制度の改定については、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件とします。

ライフネット生命について URL: <https://www.lifenet-seimei.co.jp/>

当社は、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスを提供することで、お客さま一人ひとりの生き方を応援する」という経営理念のもと、インターネットを主な販売チャネルとする生命保険会社です。デジタルテクノロジーを活用しながら、保険相談、お申し込みから保険金等のお支払いまで、一貫してお客さまの視点に立った商品・サービスの提供を実現するとともに、オンライン生保市場の拡大を力強く牽引するリーディングカンパニーを目指します。

会社及び商品の詳細は <https://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。  
株主・投資家向けの情報は <https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先  
経営企画部 03-5216-7900